

毎週火、金曜日発行（但休日に行るときは翌日）
昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区役員の退任及び就任
牛及び馬の炭そ及び気しゆその予防注射
農林水産振興資金の融通要綱の一部改正
市町村職員共済組合議員の補欠選挙
- ◇難報 監事の退職
- ◇正誤 昭和三十四年四月二十四日付雑報中訂正

告示

鳥取県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、穴鴨土地改良区から次のように役員
の退任及び就任の届出があつた。

昭和三十四年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員
の氏名及び住所

監事 村上喜代蔵 東伯郡三朝町大字穴鴨

矢田 幸雄

就任した役員
の氏名及び住所

監事 村上喜代蔵 東伯郡三朝町穴鴨

矢田 幸雄

昭和三十三年十一月二十日臨時総会において総選挙の結果当選し、十一月二十五日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百四十六号

次のように炭そ及び気しゆその予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により、牛及び馬の所有者に対して注射を命ずる。

昭和三十四年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 炭そ及び気しゆそ、予防のため
 二 実施の区域 別表のとおり
 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 炭そ、予防注射—馬、牛。ただし、生後四月以内分べん
 前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査及び注射駆除の方法
 炭そ、予防注射—炭そ、第二予防液皮下注射
 気しゆそ、予防注射—気しゆそ、第二予防液皮下注射

別表
 炭そ、予防注射

実施月日	実施区域	実施場所
五月一日	西伯郡淀江町旧大和	大和家畜検診所
一六日	旧淀江	淀江
一八日	"	"

一九日	"	旧宇田川	宇田川
二〇日	"	"	"

実施月日	実施区域	実施場所	
五月二二日	西伯郡大山町旧大山	赤松家畜検診所	
"	淀江町旧宇田川	本宮	
二三日	"	大山町旧大山	大山
二五日	"	旧所子	所子
"	"	旧大山	大山
二六日	"	旧所子	所子
"	"	旧大山	大山

鳥取県告示第二百四十七号
 農林水産振興資金の融通要綱（昭和三十三年六月鳥取県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。
 昭和三十四年五月八日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 第二条第三項を次のように改める。

3 この要綱において「振興資金」とは、鳥取県信用農業協同組合連合会、鳥取県信用漁業協同組合連合会その他の金融機関（以下「金融機関」という。）が組合又は農林漁業者に貸し付ける資金並びに鳥取県農業改良資金債務保証規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十一号）の定めるところにより県の保証を受けた施設資金及び中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の保証を受けた資金であつて、次の各号に該当するものをいう。

- 一 貸付金の種類は、防除用動力機具、果樹棚施設、果樹病虫害共同防除施設、果樹機械選果施設、灌水施設、畜舎、サイロ、しいたけ乾燥施設、製炭原木仕蜜簡易飼育施設、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設の資金であること。
- 二 貸付金の対象は、前号に掲げる資金で、防除用動力機具、果樹棚施設、果樹病虫害共同防除施設、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設

の場合を除き、他の助成事業にかかる資金以外の資金であること。

- 三 貸付額は、その事業に要する経費の八割を限度とし、知事が特に必要と認めた場合を除いては、農業者及び林業者の場合にあつては一人につき十万円、漁業者の場合にあつては一人につき三十万円の範囲内のものであること。
 - 四 利率及び償還期限は、別表一に掲げるものであること。
 - 五 償還方法は、年一回又は二回の元本均等償還のものであること。
- 第三条を次のように改める。
 （利子補給）
 第三条 県は、金融機関又は鳥取県農業改良資金債務保証規程第九条第二項の規定により債務保証書の交付を受けた農業者協同組合がこの要綱の定めるところにもとづいて資金を貸し付けたときは、その者に対し利子補給を行う。

2 前項の規定により県が行う利子補給の額は、毎会計年度四月一日から九月三十日までの期間及び十月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、その期末における融資残高（期間中途の融資額及び当該期間内に償還期限の到来した融資額を除く。）に対しそれぞれ左の表に掲げる利子補給率（以下「利子補給率」という。）で計算した金額に、当該期間内に行つた融資についてその融資の日から期末までの期間につきそれぞれ利子補給率で計算した金額と、当該期間内に償還期限の到来した融資についてその期首からその償還期限到来までの期間につきそれぞれ利子補給率で計算した金額を加えた金額とする。

貸付金の種類 利子補給率

防除用動力機具資金（鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。） 年二分
果樹棚施設資金（〃） 年二分
果樹病虫害共同防除施設資金（〃） 年二分

果樹機械選果施設資金 年二分
灌水施設資金 年二分
畜舎資金 年二分
サイロ資金 年二分
しいたけ乾燥施設資金 年二分
製炭原木資金 年二分
仕蚕簡易飼育施設資金 年二分
沿岸漁業用漁具資金（中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けた資金であつて、県の認められたものに限る。） 年三分
沿岸漁業用機器資金（〃） 年三分
漁獲品加工施設資金（〃） 年三分

3 防除用動力機具、果樹棚施設、果樹病虫害共同防除施設、沿岸漁業用漁具、沿岸漁業用機器及び漁獲品加工施設の資金については、損失補償を行わないものとする。
第七条を次のように改める。
（利子補給及び損失補償の打切又は返還）

第七条 県は、金融機関又は第三条第一項に定める農業協同組合がこの要綱に違反したときは、その者が行つた融資について利子補給及び損失補償を行わず、又はすでに交付した利子補給及び損失補償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ、
第九条を次のように改める。

（振興資金の貸付）
第九条 振興資金の貸付は、第二条第三項第一号に定める資金に対し、知事が別表二に掲げる融資対象選定基準により農林水産振興資金借入資格者として認定したもののうちから金融機関又は第三条第一項に定める農

（別表）を次のように改める。
（別表一）

振興資金の利率及び償還期限

振興資金の種類	利率		償還期限	据置期間
	組合に貸し付けられる場合	農林漁業者に貸し付けられる場合		
防除用動力機具資金（鳥取県農業改良資金債務保証規程の定めるところにより県の債務保証を受けたものに限る。）	年六分以内	年七分以内	五年以内	一年

業協同組合が決定する。
2 果樹機械選果施設資金、灌水施設資金、畜舎資金、サイロ資金、しいたけ乾燥施設資金、製炭原木資金及び仕蚕簡易飼育施設資金を借り受けようとする組合（農林漁業者に振興資金を貸し付けようとする組合）が資金に充てるために借り受けようとするものを合む。）は、別記様式による申請書及び添付書類を毎年提出しなければならない。
3 知事は、第一項による認定をしたときは、金融機関又は第三条第一項に定める農業協同組合に通知する。

果樹棚施設資金(〃)	果樹病虫害共同防除施設資金	果樹機械選果施設資金	灌水施設資金	畜舎資金	サイロ資金	しいたけ乾燥施設資金	製炭原木資金	牡蠣簡易飼育施設資金	沿岸漁業用漁具資金(中)中小漁業融資保証法の定めるところにより鳥取県漁業信用基金協会の債務保証を受けた資金であつて、県の認められたものに限る。	沿岸漁業用機器資金(〃)
年六分以内	年六分以内	年六分以内	年六分以内	年六分以内	年六分以内	年六分以内	年七分以内	年七分以内	年七分以内	〃
年七分以内	年七分以内	年七分以内	年七分以内	年七分以内	年七分以内	年七分以内	年八分以内	年八分以内	年八分以内	〃
五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	五年以内	三年以内	三年以内	三年以内	五年以内
一年	一年	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内

(別表二)

漁獲品加工施設資金(〃)

融資対象選定基準

畜舎資金	果樹病虫害共同防除施設資金	果樹機械選果施設資金	灌水施設資金	畜舎資金	畜舎の改造に必要な資材の購入及び改造	畜舎の改造に必要な資材の購入及び改造
貸付金の種類	貸付の対象	選定基準	規格	貸付を受けることができる者		
防除用動力機具資金	動力噴霧機及び動力撒粉機の購入	鳥取県農業改良資金債務保証基準(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百三十号)の定めるところによる。	県の認めるもの	農業者		
果樹棚施設資金	果樹園柵用資材の購入及び設置	〃	〃	〃		
果樹病虫害共同防除施設資金	果樹病虫害共同防除施設の設置	〃	〃	〃		
果樹機械選果施設資金	果樹機械選果機及び付属品の購入及び設置	なし又ははかきの生産販売を行う組合又は農業者が共同利用施設として購入及び設置するもの	〃	農業者		
灌水施設資金	灌水機及び付属品の購入	かん管常習地帯の畑、桑園を優先的に取り扱うものとする	〃	農業者		
畜舎資金	畜舎の新設に必要な資材の購入及び新設	牛一頭、豚五頭又は鶏五十羽以上を飼育し、生産物を乳、肉、肉畜又は卵)を所産組合を通じて共同出荷する農業者で、畜舎の新設を必要とするもの	県の指導により設計したもの	〃		

労働力の単位は、成年男子の平均労力を1として評価すること。
事業実施内容については、次の区分に従つて欄を設け記入すること。

- (1) 果樹・雑草・選果施設……記入の必要はない。
- (2) 灌 水 施 設……開採地の地目、面積 (アール)
- (3) 畜 舎……草地面積 (アール)、改造にあつては、このほかに改造前の棟数及び面積 (平方メートル)
- (4) サ イ ロ……草地面積 (アール)
- (5) しいたけ乾燥施設……発生ほた木の植付年月、本数
- (6) 製 炭 原 木……住居地と製炭地との距離、搬出の難易 (とくに小出について) 築窯条件、原木購入の難易
- (7) 牡蠣簡易飼育施設……飼育量 (箱立卵量) (箱)

事業の関連生産物の過去1ヶ年間の生産、販売実績欄のうち

- 1 品目及び数量の単位は、それぞれ次の方法により記入すること。
 - (1) 果樹・雑草・選果施設……なし又はかきをキログラム
 - (2) 灌 水 施 設……主要作物について適宜記入する。ただし、桑園が対象の場合は、畠をキログラム
 - (3) 畜 舎……棟、肉畜等の場合はその頭数を、牛乳、卵等の場合はキログラムで、改造の場合は牛乳のみでよいものとする。
 - (4) サ イ ロ……棟、肉畜等の場合はその頭数を、牛乳、卵等の場合はキログラム
 - (5) しいたけ乾燥施設……しいたけ (生しいたけと乾燥しいたけに区分) キログラム
 - (6) 製 炭 原 木……木炭を俵
 - (7) 牡蠣簡易飼育施設……畠をキログラム

2 販売高欄のうち、組合取扱高の組合とは、所属農業協同組合である。
* 今回行ふ事業と同種事業をすでに実施している場合は、その旨を備考欄に記入すること。

附 則

この要綱は、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、昭和三十四年三月三十一日以前において改正前の要綱によつて昭和三十二年及び昭和三十三年度に融資した資金については、なお従前の例による。

雑 報

規約第七条第二項に規定する第九選挙区の補欠選挙を次のとおり行う。

昭和三十四年五月八日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

一 選挙の日時

昭和三十四年五月十一日 自十三時至十四時

二 選挙の場所

米子市加茂町 西部町村会事務局

組合の監事山内英明 (前日吉津村長) は昭和三十四年四月三十日をもつて退職したので法第六条第八項の規定により公告する。

昭和三十四年五月八日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

正 誤

昭和三十四年四月二十四日付鳥取県公報 (雑報) 中誤りがあつたので訂正する。

